

第1回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

第 1 回 和 光 市 農 業 委 員 会 総 会 日 程

平成 2 6 年 7 月 2 2 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分開会

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 市長挨拶
- 日程第 3 農業委員自己紹介
- 日程第 4 農業委員会事務局職員紹介
- 日程第 5 議 題 和光市農業委員会会長互選について
和光市農業委員会職務代理互選について
和光市農業委員会総会議席決定について
議事録署名委員の指名 2 番 畑中昭二委員 3 番 山田利久委員
- 日程第 6 提出議案 議案第 1 号 農地法第 4 条許可申請承認について
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請承認について
議案第 3 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認について
議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について
- 日程第 7 協議事項 ① 8 月の農業委員会総会の日程について
② 平成 2 6 年農地耕作状況及び農業経営調査について
③ その他
- 日程第 8 諸報告 ① 会長専決
② その他
- 日程第 9 閉 会 午後 0 時 0 5 分

出席委員（11名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	山田利久君	4番	吉田武司君
5番	山田春雄君	6番	加山和義君
7番	齋藤定男君	8番	田中明君
9番	萩原正弘君	10番	富澤貢一君
11番	石田秀樹君		

欠席委員（なし）

◎開会

◎開議

◎市長挨拶

○事務局長（川辺） おはようございます。定刻になりました。

ただいまから第1回和光市農業委員会総会を開会いたします。

お手元にお配りしてございます次第に従い進めさせていただきます。どうぞよろしく願
いいたします。

それでは、会議に先立ちまして松本市長よりご挨拶を申し上げます。

○市長（松本） 皆様、おはようございます。

本日は、改選後の第1回和光市農業委員会ということで、お忙しい中お集まりをいただき
まして、誠にありがとうございます。また、日ごろより市政各搬におきましては、皆様方
には大変お世話になっております。この場をお借りしまして改めて御礼を申し上げます。

さて、今期の農業委員会につきましても、引き続き都市農業の課題でありますとか、ある
いは、まちづくりの中の位置づけでありますとか、たくさんの諸課題について、皆様と一緒
に考えていきたいと思っております。また、日ごろの議決案件につきましても、本当にここ
のところ学校関連を初め、色々なところで格段のご配慮をいただいております。改めて感謝
申し上げます。

この3月に都市計画マスタープランが新しくなりました。和光市の都市計画の20年のプラ
ンの中間見直しということで見直したものでございます。この中で、アンケートをいたしま
して、市民の中で満足度の高い項目の第4位に都市農業が挙げられております。

そういう意味では、非常に市民の関心が高いということ、また、この都市計画マスター
プランの中でもその数字を踏まえて、地域における都市農業のあり方については、全市的な課
題として取り組んでいきたいと考えております。

また、今回のマスタープランにおいても、よりまちづくりのメリハリをつけていこうとい
うことで、特に荒川河川敷に近い新倉、下新倉地区の農地については、重点課題として考え
ていきたいと考えておる次第でございます。いろいろと課題がございますが、何とぞご指導
いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

○事務局長（川辺） ありがとうございます。

◎農業委員自己紹介

○事務局長（川辺） 続きまして、本日は改選後、第1回目の総会でございます。恐縮ですが、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、富澤貢一委員から、順に自己紹介をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○富澤委員 このたび、あさか野農協から推薦で農業委員に推薦されました富澤です。よろしくお願いいたします。

○田中委員 三協支部から推薦されました田中明でございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤委員 3年前まで市役所におりましたけれども、今回、上之郷、半三池ということで、齋藤です。よろしくお願いいたします。

○山田（利）委員 さいたま中部農業共済からの推薦で来ました山田です。よろしくお願いいたします。

○加山委員 越後山支部、牛房支部、向山支部から推薦されました加山でございます。2期目でございますので、よろしくお願いいたします。

○柴崎委員 宿坂上支部、市城支部から推薦されました柴崎でございます。よろしくお願いいたします。

○山田（春）委員 新生、大一から推薦されました山田です。よろしくお願いいたします。

○吉田委員 議会選出として選任されました吉田武司です。よろしくお願いいたします。

○萩原委員 峯、喜多口、漆台から推薦された萩原です。よろしくお願いいたします。

○石田委員 西本村、東本村地区から選出されました石田秀樹です。よろしくお願いいたします。
2期目です。

○畑中委員 富貴揚地区、二軒新田、浅久保地区から推薦されました畑中です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（川辺） ありがとうございます。

◎農業委員会事務局職員紹介

○事務局長（川辺） 続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

私、事務局長の川辺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 事務局（渡辺） 農業委員会事務局統括主査の渡辺と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（青木） 農業委員会事務局主査、青木です。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（小林） 農業委員会事務局主任、小林と申します。よろしくお願ひいたします。
- 事務局長（川辺） 以上が事務局職員でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎和光市農業委員会会長互選について

- 事務局長（川辺） それでは、続きまして、議題に入ります。

恐縮ですが、着座にて進めさせていただきます。

初めに、議題の1として、和光市農業委員会会長の互選でございます。

和光市農業委員会会議規則第4条により、会長は会議の議長となり、議事を整理するとなっておりますが、本日、第1回目の会議であることから会長が不在でございます。このような場合、慣例により市長に議事進行をお願いしたいと思ひます。

それでは、市長、よろしくお願ひいたします。

- 市長（松本） それでは、しばらくの間、座長の職を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の会議でございますが、11名の委員さん、全員のご出席をいただいておりますので、和光市農業委員会会議規則第6条によって会議は成立することを申し上げます。

議題の1つ目は、和光市農業委員会会長互選についてでございますが、農業委員会等に関する法律第5条第2項に、会長は互選したのものをもって充てるという規定がございます。この互選の方法は、推薦または選挙の方法があります。まず、いずれの方法がよろしいか、委員の皆様のご意見を頂戴できればと思ひます。よろしくお願ひいたします。

- 山田（利）委員 推薦がよろしいと思ひます。

- 市長（松本） ただいま山田委員さんから、推薦とのお言葉を頂戴しましたが、ほかにご意見ございますでしょうか。

（発言する者なし）

- 市長（松本） それでは、ないものと認め、推薦により決定するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 市長（松本） はい、ありがとうございます。

それでは、皆様のご賛同をいただきましたので、会長については推薦をお願いをしたいと思います。

早速会長の推薦をお願いいたします。

山田委員さん、お願いします。

○山田（利）委員 柴崎委員を推薦したいと思います。

柴崎委員は過去2期6年間にわたり農業委員をお務めになり、前回からは会長として和光市農業委員会を支えていただきました。

引き続き和光市の都市農業の発展のためこれまでの実績もさることながら人格的にも組織のリーダーとして優れた柴崎委員を会長に推薦したいと思います。

○市長（松本） ただいま山田委員さんから会長に柴崎委員をとというご推薦を頂戴しましたが、いかがでしょうか。ほかにご意見はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○市長（松本） ありがとうございます。

ほかはないことを認め、柴崎委員を会長に決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○市長（松本） では、異議なしというお声を頂戴しましたので、会長には満場一致で柴崎委員が互選されました。

会長が選任されましたので、私の座長としての任はこれで解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長（川辺） ありがとうございます。

それでは、新しく会長が決まりました。柴崎会長には、会長席に移動していただきたいと思ひます。

それでは、柴崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

○柴崎会長 それでは、改めまして一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様のご推薦をいただきまして、和光市農業委員会会長という大役を仰せつかり、今その責任の重さを改めて感じるところでございます。皆様方のご推挙により会長を引き受けたからには、その責務を果たすべく鋭意努力してまいりたいと思ひます。

ご存じのとおり、農業委員会は農業者の代表組織として、市の行政委員会に位置づけられ、その業務を全うしなければならないわけでございます。農地法に基づく農地の権利移動の許

可等を行う法定業務とあわせて、地域の農業振興を推進するための各種の施策の任意業務につきましても、皆様とともに進めてまいりたいと思います。本日から3年間、どうぞよろしく願いいたします。

現在、和光市の農地は、約120ヘクタールで、農業委員会の設置面積である200ヘクタールを下回っております。委員会設置はしなくてもよい市となるわけですが、これは市長さんの裁量によりまして、農業委員会を設けているということでございます。ありがとうございます。

しかしながら、和光市におきましては、都市化の進展に伴う農地の減少、農業者の高齢化、後継者の不足が叫ばれて久しく、農業を取り巻く環境は決して楽観視できるものではございません。このような状況から非常に重要な時期であるからこそ、我々農業委員会が担うべき役割や周囲からの期待は大きくなっているものと考えます。

今回の任期におきましても、和光市の農業の発展のために皆様方のひとかたならぬご尽力を心からお願いいたたく存じます。まとまりませんが、以上をもちまして私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局長（川辺） ありがとうございます。市長におきましては、所用のためここで退席させていただきます。

○柴崎議長 暫時休憩します。

（休憩）

（市長退室）

○柴崎議長 それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

◎和光市農業委員会職務代理互選について

○柴崎議長 次に、議題の2つ目、和光市農業委員会職務代理の互選についてを行います。

職務代理の互選につきましては、会長のとくと同様に推薦と選挙がありますが、いかがいたしますか。

加山委員。

○加山委員 推薦でよろしいかと思っておりますけれども。

○柴崎議長 ただいま加山委員から推薦という発言がありましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○柴崎議長 異議なしということなので、推薦にさせていただきます。

どなたかいらっしゃいますでしょうか。

加山委員。

○加山委員 私は、継続して委員を務められる2期目の石田委員を、農業委員会事務についても精通していると思いますので、推薦をしていきたいと思ひます。

○柴崎議長 ただいま石田委員を職務代理にということで推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柴崎議長 異議なしということなので、石田委員に職務代理をお願いしたいと思ひます。

それでは、石田委員、挨拶のほうをお願いいたします。

○石田職務代理 ただいま職務代理という推薦をいただき、皆様方よりご賛同をいただきました石田でございます。

柴崎会長を補佐するとともに、和光市農業発展のため努めてまいりますので、ご支援、ご協力をよろしくお祈いします。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

◎和光市農業委員会総会議席決定について

○柴崎議長 次に、議題の3つ目、和光市農業委員会総会の議席の決定を行います。

ただいま着席している席は仮の席で、議席の決定は和光市農業委員会会議規則第7条の規定により、くじで定めることとなっております。それでは、委員議席決定の手順を事務局より説明させます。お祈いします。

○事務局(渡辺) それでは、議題の3番目、和光市農業委員会総会議席の決定についてご説明させていただきます。

和光市農業委員会会議規則第7条におきまして、議席については、くじにより定めることとなっております。ただいまから事務局がくじの入りました箱を富澤委員より順にお回ししていただきます。そちらで2から11番までの数字が書いてあります。そちらの番号に従いまして、席のほうの移動をお願いいたします。

ちなみに、2番というのが今、富澤委員の席になりますので、以降、3、4、5、6と、また山田春雄委員のところ6番になりまして、7、8、9、10、11という並びになります。よろしくお祈いいたします。

(各委員、くじを引く)

○柴崎議長 ちょっと提案なんですけど、今まで職務代理というのは特に場所を決めていなかったんですけども、皆さんの合意が得られれば、こちらの席ということで、どうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柴崎議長 いいですか。では、そのような議席といたします。

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 それでは、会議を再開いたします。

まず、提出議案を審議する前に、議事録署名委員なんですけど、2番の畑中委員と3番の山田利久委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

◎提出議案

議案第1号 農地法第4条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案に入ります。

議案第1号 農地法第4条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明のほうをお願いいたします。

○事務局(青木) それでは、農地法第4条の許可申請承認について補足説明をさせていただきます。今回、初めての総会の案件ですので、ちょっと長くなりますが、補足説明させていただきますと思います。

まず、農地法第4条についてですが、市街化調整区域内の農地を自己所有のまま自己資金で駐車場や宅地などの農地以外のものに転用する場合の許可申請になります。こちらは県知事の許可が必要になります。実際の許可権者は県知事となりますが、まず当該農地のある市町村の農業委員会において案件について審議をし、その審議による意見を参考に県知事が許可、不許可を判断する形になっております。判断するに当たって、幾つか許可基準がございますが、それら許可基準に関しましては、後ほど今回の案件に照らし合わせながら説明をさせていただきますと思います。

それでは、案件についての説明になります。

議案書にありますとおり、地権者であるAさんは、当該地で農地を管理しておりましたが、

農業耕作者が不在となったことから、当該地の管理は困難と判断し、転用して貸し駐車場とする計画となっております。

賃借の形態としましては、法人への一括貸しで、駐車場への転用後は、産業廃棄物収集産業を主たる業務とする有限会社Bが10トンダンプ2台、7トンダンプ9台、4トンダンプ3台、3トンダンプ5台の合計19台のダンプ駐車場として使用する予定となっております。

引き続き図面をご覧ください。

土地の利用計画といたしましては、西側道路面の一部を出入口とする計画となっており、場内全体は掘削後、10から15センチの厚さで砕石を敷くこととなっております。

境界につきましては、西側道路の出入口の開口部を除いたところにガードパイプを設置します。その他の北側、南側、東側部分には、コンクリートブロックを積むこととなっております。

それでは、農地法第4条の許可基準について、本案件と照らし合わせながら順番に説明いたします。

まず、申請目的実現の確実性についてでございます。

こちらは、ほかの法令の条件をクリアしているか、転用計画に係る資金の調達ができているかということになります。

今回、何か建物を建てるということではないので、都市計画法や建築基準法などの他法令の調整は必要ございません。また、計画に係る資金調達については、工賃見積書とその額を上回る残高証明書も提出していただいておりますので、問題ありません。

2つ目は、計画面積の妥当性です。

こちらは、農地の保護と確保のため、転用面積が必要最小限かどうかということになります。土地利用計画図に示された配置は、流動的ではありますが、後ほど参考人をお呼びしておりますので、詳しい説明があるかと思いますが、予定台数の収容が可能でありますので、妥当な面積と判断できます。

続いて、周辺農地生産条件への影響ですが、こちらは影響の少ない沿道部分からの転用というものになりますが、当該地は、水道道路の沿道でもあり、東側隣地は農地となっておりますが、水路を挟んでおり、影響はない見込みです。

次に、計画から派生する被害防除についてです。こちらは、転用により土砂の流出や堆積、崩壊、日照、通風など、耕作に影響を与えない措置があるかどうかということなんですけれども、隣地境界にはブロックを積む計画であり、誓約書において計画どおりの利用を確約し

ております。

続きまして、隣地の農地所有者の同意ですが、今回、隣接する農地はございません。

6つ目は、農地の区分になります。農地に関しましては、その周辺の市街地の程度や立地条件、周辺環境のまとまりや規模によって分類されております。本案件につきましては、申請地を含む街区の40%以上が宅地及び駐車場敷地に転用されているため、農地法施行規則第44条第2号、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている状況であり、転用が原則許可される第3種農地と判断することが可能です。

以上が許可基準についてでございます。

補足説明は以上になります。

○柴崎議長 ただいま事務局より補足説明がございましたが、何か疑問とか質問とかがあったら、お願いいたします。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいでしょうか。なければ、参考人を呼んでありますので、参考人の方に入ってくださいと思います。

(参考人入室)

○柴崎議長 ご紹介いたします。

申請者Aさんの代理人といたしまして、株式会社C、代表取締役、Dさんに来ていただきました。

Dさん、本日はどうもお忙しいところご苦労さまです。

○参考人D よろしくお願ひします。

○柴崎議長 当委員会では、転用の案件が出ますと、関係者の方に来ていただきまして、説明していただき、その後、質問に答えてということになっております。したがって、まず説明のほうをお願いいたします。

Dさん、概要の説明をお願いします。

○参考人D 私からなんですか、説明。

○柴崎議長 そうです、経緯ですとか、こういう使用するとか。

○参考人D 書類で出してあることをまた話したほうがいい。

○柴崎議長 そうです。

○参考人D すみません、何も持ってきていないものですから、申しわけございません。

○柴崎議長 では、わかっている範囲でお願いします。

○参考人D そうですね。

貸し主がAさん、借り主さんが有限会社Bさんということで、ダンプのトラックの増車ということを考え、今回、当該地から3分ほどのところに、書いてありますけれども、現在あります資材置場兼駐車場、そこではちょっと手狭になったものですから、一応今回、縁がありまして、Aさんの土地をお借りして、そこに置こうという、あくまでも駐車場のみという前提で、Aさんのほうも了解を得ている話でございますので、そして、うちのほうで造成工事を行って、そして一括で賃貸すると、そういう経緯に至っております。

○柴崎議長 わかりました。ありがとうございました。

それでは、質問を受け付けたいと思います。

質問のある方、挙手をお願いいたします。

加山委員。

○加山委員 ただいまその近隣に既存の駐車場があるということなんですけれども、やっぱり下は砂利敷きなんですか。

○柴崎議長 指名したら教えてください。Dさん。

○参考人D 現在も砂利でございます。

○柴崎議長 加山委員。

○加山委員 これで、やはり砂利敷きにした場合、その碎石が道路外に出るということはないんですか、今まで。

○柴崎議長 Dさん。

○参考人D 基本的には大丈夫ですね。高さをちゃんと考えて、道路よりは、やっぱり下げたりしていますので、必ず掃除を行っています、もしものことがあれば。タイヤに砂利がくっついてしまって、そのまま出てしまうことが、タイヤの溝がありますので、そういうのは掃除して対応しております。

○柴崎議長 ほかに質問ある方、お願いします。

ありませんか。

では、私から質問します。

図面をいただいているんですが、この図面でちゃんとこういう形に入るんでしょうか。

○参考人D 入る予定です。ちょっとこの、すみません、図面の周りのだけ書いてあるという、この図面ですよ。

○柴崎議長 そうです。ちょっと一見すると、言い方が悪いのですが、つじつまを合わせると

いうように見えるんですが、それは大丈夫なんですか。

○参考人D はい、大丈夫の予定です。万が一、これが入り切らなかった場合には、お話ししたように、3分のところにございますので、そこに置きます。

○柴崎議長 それから、確認なんですが、ここは調整区域で、建物とかは建てられないわけなんですが、その辺は大丈夫ですね。建てないですね。

○参考人D 建てる予定は一切ございません。

○柴崎議長 申請者に迷惑がかかりますので、その辺のところはしっかりお願いいたします。
吉田委員。

○吉田委員 今、3分のところに資材置場兼駐車場があると伺ったんですけれども、今現在、その利用状況をお伺いします。

○柴崎議長 Dさん。

○参考人D トラック、あと重機、あと多少の残土、あと重機のアタッチメント、そういったものを置かせてもらっています。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 その施設には、今、事務所とかトイレとか、あと電気設備とかそういうのはついていますか。

○柴崎議長 Dさん。

○参考人D 今は、ちょっと中は、私は知らないんですけれども、建物は、1プレハブは置いてあります。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 原則的に、先ほど会長が言っていましたけれども、建物とかそういうのは置けないということになっているんですけれども、その辺の認識というのは、ありますか。

○柴崎議長 Dさん。

○参考人D すみません、前回の以前のところの話はちょっと私もわからないんですけれども、今回は地主さんのAさんのほうも強くお話ししていますし、当然、私もなんですけれども、駐車場のみということで契約となっております。

○柴崎議長 吉田委員、よろしいですか。

○吉田委員 はい。

○柴崎議長 ほかに質問ある方。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

では、ないようですので、本日はどうもありがとうございました。

○参考人D ありがとうございます。

(参考人退室)

○柴崎議長 では、参考人が出ましたので、何か意見とかあったらお願いいたします。

吉田委員。

○吉田委員 1つ確認なんですけれども、申請の理由の中に、申請者は農業耕作者が不在となって、耕作を継続することが困難になったということなんですけれども、これはどういうことなんですか。ちょっと詳しく説明してもらっていいですか。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（青木） 申請者の方が少し高齢になってきて、少し農地のほうを縮小する傾向にあるということだと思います。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 申請者の方は、8.1.調査とかで、農業は何時間ぐらいとかというのはわかりますか。

○柴崎議長 事務局。

○事務局（青木） ちょっと詳しくその辺は見ていないんですけれども、申しわけないです。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 この理由のこの部分がちょっとうまく納得いかないんですけれども、ちょっとよくわかりづらいんですよ。

○柴崎議長 ちなみに、Aさんは幾つぐらいの方なんですか。

○事務局（青木） たしか70手前か、前後だと思います。

○柴崎議長 後継者がいないということですか。

○事務局（青木） 後継者はいないです。

○柴崎議長 ほかに何かあったらお願いします。

畑中委員。

○畑中委員 今回、始めて出席させていただいて、ちょっと近くで野菜をつくらせていただいているのでお聞きしたいんですけれども、この農地を転用、駐車場とかいろいろ議案が出ている話の中で、ちょっと照明についてお聞きしたいんですけれども、今回は別に議案等にも関係ないんですけれども、この農地からいろいろな駐車場とかに変更申請になるときに、照

明についての明るさのそういう規格というか、基準みたいなのがあればちょっとお聞きしたいのと、今回の申請の場所が水道道路の端ですよ。当然、防犯上とか、私の近くの人もやっぱり車を盗まれたとか、そういう話を聞いていまして、電気をつけるとかつけないじゃなくて、そういう農業委員会としてのそういう農地の街灯の明るさについてお聞きしたいんですけれども。

○柴崎議長 事務局、説明できますか。

事務局お願いします。

○事務局（渡辺） 照明については、明確な規定はないんですけれども、当然、営農上の影響が懸念される場合には、それを考慮した形での照明設備の設置ということで、お願いしております。

当然、防犯上の観点の問題があるんですけれども、農業委員会の審議の中の基準といえますか、考え方の中で、基本的には、隣地の営農状況に配慮しつつ、あくまでその辺の地帯の安全性を確保していくというところで判断するような形になります。

○柴崎議長 基本的には、照明をつけないようにはお願いしています。

例えば、真横に畑があったりですとか、そういうのは状況を見て、つけないということで依頼をしています。

○畑中委員 防犯上、どうしてもつけなくては、仕方がない部分がありますし、ただ、そのいろいろな場所を見ますと、やっぱり明るさに随分差があると思うんですよ。そうしたら、今回、たまたま水道道路端で、また防犯上どうしても、私の近くの人もトラックを盗まれたとかという話を聞いていましたので、そういうことがあれば、ちょっとお聞きしたいという、それだけだったので、すみません。

○柴崎議長 今度、議案が出ましたら、照明というのを確認していただければ、質問していただければ、なおいいと思いますので。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○柴崎議長 それでは、採決をとってよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、採決のほうに移りたいと思います。

この議案について、許可相当ということに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第2-2号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第2-1号と第2-2号が関連していきまして、ちょっと順番を逆にしてお願いたしたいんですが、第2-2号のほうから審議のほうをお願いしたいと思えます。

それでは、議案第2-2号をお願いいたします。農地法第5条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) それでは、議案第2-2号 農地法第5条許可申請承認について補足説明させていただきます。

農地法第5条の許可申請は市街化調整区域内の農地において、権利の移転設定を受けるものの資金により、農地を農地以外のものに転用するための申請で、県知事の許可が必要となります。判断する許可基準については、農地法第4条許可と同じ内容になります。

それでは、案件についての説明に入ります。

本案件は、所有権を移転し、譲受人である和光市長が転用をする申請になります。

本案件の転用申請に至る経緯ですが、既存の小学校である白子小学校周辺地域が宅地開発に伴う人口増加により、同校の大規模化傾向が続いていたところ、平成20年6月に、新倉・下新倉地への小中学校建設に関する陳情が市議会で採択されました。これを受けました教育委員会での審議の結果、小学校建設を進めることになりました。なお、白子小学校は、現在でも板橋区への区域外就学が80名となっているほか、平成27年度には800名を超える状態が予想されています。

また、建設場所につきましては、母体となる白子小学校及び新倉小学校との位置関係が1.4キロメートルから1.5キロメートルと同程度であり、通学範囲についても適正規模が確保できます。また、学校用地としてまとまった面積を確保するため、既存の市有施設がある今回の計画地となりました。

その後の粘り強い用地交渉の結果、地域社会のため、近隣の学童の利便性向上のためにと

ということで地権者の合意が得られ、今回の農地転用申請に至っております。

続いて、転用の概要についてご説明いたします。

議案書の図面と、本日お配りしました配置図兼1階平面図を併せてご覧ください。

申請地に隣接する下新倉5丁目***には、既存の市有施設である下新倉児童センター及び下新倉保育クラブが建っておりますが、これを取り壊し、この市有地を含めた計画地に新たにRC造一部鉄骨造3階建ての小学校を建設するものです。

施設は、校舎、屋内運動場、プール、グラウンドが設置され、図書館分館、児童館、保育クラブが併設されます。

建築面積は、9,208.75平米、延べ床面積は9,095平米となります。また、敷地東側にパークアベニューとしての緑道、敷地南側及び西側には2メートルの歩道を整備いたします。

地盤については、切り土と盛り土を加えながら平面化し、地盤面の高さを敷地南東角の道路高さに対してグラウンドを1.2メートル、計画建物の1階フロアレベルを1.7メートル程度高く計画しています。

開校予定は、平成28年4月で、学級数は18学級、教室は普通教室が18教室、特別教室を6教室整備する予定でございます。

続きまして、農地転用の許可基準について、本案件と照らし合わせながら説明させていただきます。

まず、申請目的実現の確実性についてですが、都市計画法の開発許可については同時に進めており、農地転用許可がおり次第、開発の許可もおきる予定になっております。こちら2つの許可が整い次第、建築基準法の確認申請をする予定になっております。

計画に係る資金調達につきましては、建設事業費説明書、資金調達計画書、平成26年度和光市予算にて確認しております。

次に、計画面積の妥当性ですが、建設場所については、母体となる白子小学校及び新倉小学校の位置関係が1.4キロメートルから1.5キロメートルと同程度であり、通学範囲についても適正規模が確保できることが見込まれます。

計画面積についても、学校用地としてまとまった約1万3,000平米を確保しており、妥当な面積と判断できます。

続いて、周辺農地生産条件への影響ですが、隣接する農地はございません。

次に、計画から派生する被害防除についてですが、誓約書において計画どおりの利用を確約しております。

隣地の農地所有者の同意ですが、今回、隣接する農地はございません。

次に、農地の区分につきましては、当該地の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、近くには県立和光高校と和光病院がございますので、施行規則第43条第1号の水道管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらに施設の便益を享受することができ、かつ申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設又は公益的施設が存するという状況にあり、原則転用が許可される第3種農地と判断可能となります。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

学校の転用なんですけど、質問は何かございますでしょうか。

吉田委員。

○吉田委員 今、隣接する農地がないと言われたんですけども、確かに隣接する農地はないかと思うんですけども、道路を挟んだら農地がたくさんあるので、このような学校計画とか大きいところの建設をするに当たっては、その拡大じゃないですけども、そういう隣接するところを考えなければいけないと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局（青木） その辺は、前面道路を挟んでの農地があるという状況ですので、今のところは余り影響がないものと考えておりました。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 色々な申請で、駐車場、資材置場が1カ所、2カ所できて、その周辺の農地の方というのは、車を置いておくとか、そういうのでかなり色々な問題が発生していると思うんですよ、ほかの場所でも。

今回このような1万3,000平米という大きなところを有して建設ができるんですけども、それによって、隣接農地がないというか、そういう判断をされても、道路を挟んだら健全な農地がたくさんあるので、その辺はちゃんと配慮してもらわないと、後々影響が多く出るのかなと思うんですけども、その辺は、今後、どのようにされるんでしょうか。

○柴崎議長 許可要件としては、道路を挟んでいるから関係ないんですけども、要するに一般的な作業とか、そういう上でこれから支障が出てくるということで、配慮してくださいということですよ。それは必要だと思います。

○吉田委員 それは参考人に質問すればいいですか。

○柴崎議長 要するに、建設段階なのか、それとも学校が開校してからなのか、両方ですかね。

○吉田委員 両方ですよ。

○柴崎議長 では、参考人への質問になりますね。

参考人に、入っていただきたいと思います。

(参考人入室)

○柴崎議長 ご紹介いたします。

申請者の代理人といたしまして、右から学校建設準備室の室長の棚谷さん、それから室長補佐の長坂さん、それから統括主査の高野さんに来ていただきました。

本日は、どうもお忙しいところ、ありがとうございます。

本農業委員会では、転用要件が出ますと、関係者の方に来ていただきまして、説明して、質問に答えていただくようになっております。

それでは、説明のほうをお願いいたします。

棚谷さん。

○学校建設準備室長（棚谷） それでは、和光市立下新倉小学校建設事業についてご説明させていただきます。

当該小学校建設事業は、宅地開発等による人口増加に伴い、大規模校化した小学校の児童数の隔たりを解消し、適正な学校規模を維持するために実施するもので、市の最優先事業にも位置づけられております。

そして、平成20年の6月には、新倉、下新倉地域への小中学校建設に関する陳情が市議会で採択され、教育委員会では、市長への学校建設を進めることについての報告を行い、白子小学校、新倉小学校との位置関係による通学範囲や、学校用地としてまとめた面積の確保を視野に入れた総合的な判断から、建設場所を決定の上、用地交渉に当たってきております。

しかしながら、地権者の方には、学校建設にご理解をいただくものの、個々の要望が異なっていたために、交渉は最初から大変難航しておりました。長期化することが予想されておりましたが、当初の開校予定の延長は余儀なくされまして、そして1年間延長させていただいております。

そして、この間に行いました用地交渉におきましては、賃貸借、売買、代替地提供者の協力などによりまして、大変時間はかかりましたけれども、計画敷地の確定ができ、平成28年4月開校を目指し、学校建設を実現するために、大変厳しい状況ではありますが、設計、工事の工程に間に合わせられる可能性が高くなってきております。

そして、建設場所につきましては、母体となる白子小学校及び新倉小学校との位置関係が同程度であることや、既存の市有施設、現在ですけれども、下新倉児童センター及び下新倉保育クラブがありますが、今回の新設小学校に併設することも考えておりますが、それも市が保有する約4,000平方メートルの市有地を含めた形で計画できることから、建設地として決定させてもらっております。

続きまして、建設計画についてご説明いたします。

事業地区は、下新倉5丁目、21街区の17筆、事業面積はおよそ1万3,155平方メートルとなっております。そのうちの今回の9筆であります。8,013平方メートルが今回の農地転用対象用地となっております。

建築計画につきましては、地上3階建て、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造の建築物で、小学校のほかに図書館分館、児童館、保育クラブを併設する計画となっております。

続きまして、お手元に配付されております配置図及び1階平面図をご覧いただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

配置計画につきましては、敷地の南側、これは左側になりますが、グラウンドを計画しております。そして中央部から北側にかけてL型となっておりますが、建築物を配置し、北側、右側には、駐車場を計画しております。

外構計画といたしましては、敷地の南側と西側には2メートルの後退歩道を整備し、これはグラウンドと市道の間になります。それから、東側には、最大6メートル幅の緑道を整備していくという計画となっております。

敷地周囲には、管理用フェンスと土どめ用の擁壁を設置するとともに、地下ピットやグラウンド貯留によりまして、雨水流出抑制対策を行っていく計画としております。またグラウンドには散水設備を設けるほか、ダスト舗装を行い、あわせてトラックの周りには芝生化を行い、敷地外への砂等の飛散対策を計画しております。

この1階の平面図となりますが、中央部分には、1年生と2年生の普通教室があり、その中にグラウンドから出入りができるという形を計画しております。また、東側、図面の下になりますけれども、そちらには校長室、それから職員室を計画しております。その下側が正門、児童たちの正門という形の計画をさせていただいております。また、西側、には給食室を計画させていただいております。

次に、1階の北側になります。これは図面でいえば、右側になりますけれども、先ほどご

説明させていただいたように、一番右側には駐車場があります。その隣には体育館を計画し、その下には児童館及び保育クラブを施設として併設する形で計画しております。

では、次のページをご覧くださいと思います。

左側にありますのが、2階平面図となります。この校舎棟の場合、左側部分になりますけれども、グラウンドの南に面しまして、3年生、4年生の普通教室を計画しております。東側、図面では下側になりますけれども、図書館分館を、併設する施設として計画させていただいております。その右側になりますけれども、2階の部分にプールを計画させていただいております。

次になります。右側にありますのは、3階の平面図となります。この3階の平面図につきましては、5年生と6年生の普通教室の計画とさせていただいております。概略的な図面の内容となります。

これで説明を終わりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

それでは、質問があったらお願いいたします。

質問ございませんか。

石田委員。

○石田委員 今回の申請の農地の脇に水路があると思うんですけども、先月のような多量の雨が降った場合、この水路の役割をどういう形で変えられるか。もしくは周りに水があふれてしまうような心配はないのでしょうか。その辺をお願いします。

○柴崎議長 高野さん、お願いします。

○統括主査（高野） 今、ご質問いただきました水路の件ということで、お答えさせていただきます。

今現在、計画している敷地の中央には、水路敷き、U字溝があります。こちらにつきましては、市の道路安全課と協議をさせていただきまして、今現在は用途を廃止させていただいております。水路上流の雨水処理につきましては、学校建設用地南側の市道に埋設されているボックス・カルバート、2メートル角のものに接続されており、そこで上流側の雨水を排水する計画となっております。学校建設事業用地内の雨水処理につきましては、敷地内で貯留をして、時間差で排水する計画として、その貯留量を確保しておりますので、敷地外への影響というものは抑えられると考えております。

以上になります。

○柴崎議長 石田委員、よろしいですか。

○石田委員 はい、結構です。

○柴崎議長 齋藤委員。

○齋藤委員 学校の周りは安全対策をやっているようなんですけども、そのほか通学路を少し考える必要があると思うんですね。その辺はどうですか。

○柴崎議長 棚谷さん。

○学校建設準備室長（棚谷） 通学路に関しましては、教育委員会の中の学校教育課が担当しております。

その中で、5月におきましては、新設小学校の通学区域のエリア、それはもう確定して決定させていただいております。その対応につきまして、今現在は通学路を案として計画をさせていただいておりますので、それが決定次第、それに対する対応を計画していくという形になるかと思えます。

○柴崎議長 齋藤委員、よろしいですか。

○齋藤委員 はい。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 この学校建設は、1万3,000平米という大きな事業なんですけれども、この1万3,000平米という大きな事業に対して、その周辺の農地に対してかなり影響が出ると思うんですけども、その辺の影響については、どのように考えられていますか。

○柴崎議長 棚谷さん。

○学校建設準備室長（棚谷） 現在は実施設計という形で設計を行っております。今後、入札を行って業者が決定すれば、当然今度は施工会社が入って工事を行うということもございませう。そのために、今現在、まちづくり条例に基づいて、近隣の方の説明会及び訪問を行って、その事業計画の内容も説明しておりますので、周りの方に対しましては、また説明を行って、事業の内容を説明させていただいて、安全に計画的にできるような形で進めていきたいと考えております。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 今、農地転用で、1反、2反の農地転用をされて、資材置場とか駐車場ができるんですけども、その1つができることによって、その周辺の農地がすごく農業がやり難くなるということが、たくさん今、起こっているんです。そういうところが今度、学校建設の大きな建物ができるということで、かなり広範囲にわたって影響が出ると思うんですけど

も、今の答弁で対応するという事は、その学校が工事中、または出来た後、農業生産地にかなりの、つくり難い、やり難いというような障害が出たときに、市は色々な対応をしてくれるんですか。

○**学校建設準備室長（棚谷）** これからどういう形で、色々な状況になって、対応していかなければならないかというのが出てくるかと思えますけれども、当然、市で学校施設をつくるんですから、それに影響を及ぼすことがあれば、それは協議をさせていただいて、当然対応していくという形は考えてはいます。

先程言いましたけれども、今回の本当に大きな面積の中で、敷地面積も大きいし、建物面積も大きいということがありますと、当然その工事の規模も大きくなるということもありますので、それは今度受けた業者は大手となるかもしれませんけれども、その業者にきちっと任せただけじゃなくて、市も関与しながら、どういう形で安全が確保できるか、これからどうやっていけばいいのか、それは当然考えながら、一緒に計画していきたいというふうに考えております。

○**柴崎議長** 吉田委員。

○**吉田委員** 1つちょっと例を挙げて確認したいんですけれども、今、農地で農作業に行くときに車を道路に停めている。今後、その通学路になったために、路上には車が置けない、農作業のための停車ができなくなる。そのときに、例えばガードパイプがあったり、縁石があったり、それをどかさないと自分で駐車場をつくれなくなるとかになった場合には、その辺は、市はその人に対して、色々なそういう便宜を図るんでしょうか。

○**柴崎議長** 棚谷さん。

○**学校建設準備室長（棚谷）** 今の質問の中で、農作業において、駐車する場所を確保しなければならないということがあれば、自分の農地であれば、自分の駐車場で確保しながら、そこで農作業する形のほうが一般的かなとは思えますけれども、出入口の問題であれば、当然、市道に関係することになりますので、例えば、道路安全課との協議もあるだろうし、またそういうことを踏まえながら、安全的に計画できる形を進めていくしかないのかなと思います。

○**柴崎議長** 吉田委員。

○**吉田委員** 多分通学路ができるときに、その隣地の方とか道路整備するときには、そういう相談がされると思うんですけれども、そのときには、市が積極的に対応するというようなことでいいんですか。

○柴崎議長 棚谷さん。

○学校建設準備室長（棚谷） 色々と状況があると思いますけれども、市も一応、契約をやっ
ていて進めていくということですから、対応していくという形は必要だと思っています。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 大きい工事なので、なるべく広範囲にわたって影響が出ると思うので、その辺を
ちゃんと網羅していただきますようお願いいたします。

○柴崎議長 誠意を持って対応してください。お願いいたします。

ほかに質問ございますでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 よろしいですか。

質問はないようなので、本日はどうもありがとうございました。

（参考人退室）

○柴崎議長 では、今の案件につきまして、ご意見、ご質問等があったらお願いいたします。

暫時休憩します。

（休憩）

○柴崎議長 休憩を閉じます。

とりあえず、よろしいですか。では、ここで採決してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 この議案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。ありがとうございます。

議案第2－1号 農地法第5条許可申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第2－1号 農地法第5条許可申請承認ついてを上程いたしま
す。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 ありがとうございます。

この案件は、議案第2－1号については、吉田委員が申請者となっております。和光市農

業委員会会議規則第10条に、農業委員は自己又は同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと議事参与の制限が定められています。

このため当議案の採決が終わるまでの間、吉田委員に退席をお願いいたします。

○柴崎議長 暫時休憩します。

(休憩)

(吉田委員退室)

○柴崎議長 それでは、休憩を閉じます。

補足説明なんですけど、説明内容としては先ほどと一緒なもので、とりあえず省略ということでもよろしいでしょうか。

(「1点だけ」の声あり)

○柴崎議長 1点だけ補足説明ということでお願いします。

○事務局(青木) 補足説明を1点だけ、本申請地の一部であります下新倉5丁目***番なんですけれども、こちらには根抵当権が設定されておりますが、こちら抵当権者でありますEから同意書の提出をいただいております。

以上です。

○柴崎議長 質問、ご意見があったらお願いいたします。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいですか。

それでは、採決のほうに移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。ありがとうございます。

(吉田委員入室)

議案第3-1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明 申請承認について

○柴崎議長 それでは、次の議案に移りたいと思います。

議案第3-1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) 議案第3-1号の補足説明をいたします。

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなったため、その農地を市に対して買取り申出を行う場合の添付書類となります。

農業委員会で証明する事項につきましては、その方が亡くなるまでか、もしくは故障するまで、要するに健康であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうかで、そのことについて審議していただくこととなります。

ここで言う主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者のことを指します。

今回は、Fさん、89歳だったんですけれども、この方が亡くなられたことに伴い、同居されていた奥様のGさんからの申請となります。

現在は、先ほど申しましたとおりの状況ですが、以前は年間250日の農業従事を行っておりました。農地の現在の状況につきましては、7月14日に、前農業委員の伊藤孝委員にご同行願いまして確認をしてみましたが、問題となるような圃場ではなかったように見受けられます。

以上を踏まえての申請でございます。

土地の管理状況につきましては、今、写真をお回しいたしますので、ご確認いただければと思います。

これまでの農業従事状況も踏まえまして、Fさんが主たる従事者等であるかどうかについて、ご審議をお願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

ただいま写真を回しております。

(写真回覧)

○柴崎議長 写真が回りましたが、質問、ご意見等があったらお願いいたします。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決のほうに移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第3-2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明

申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第3-2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) 引き続きまして、生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明になります。

こちらは、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなったため、その農地を市に対して買取り申出を行う場合の添付書類となります。

今回、農業委員会に提出された主たる従事者等に関する証明では、解除する生産緑地について、Hさんが存命であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうかを審査するものでございます。

ここで言う主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者のことを指しているものです。

今回は、Hさん、90歳だったんですけれども、この方が亡くなられたことに伴い、同居されていた長男のIさんからの申請となります。

現在は、先ほど申しましたとおりの状況ですが、以前は、年間200日の農業従事を行っておりました。

農地の現在の状況農地の現在の状況につきましては、7月14日に、前農業委員の伊藤孝委員にご同行願いまして確認をしまりました。特に問題となるような圃場ではなかったように見受けられます。

以上を踏まえての申請でございます。

土地の管理状況につきましては、今、写真をお回しいたしますので、ご確認ください。

これまでの農業従事状況も踏まえましてHさんが主たる従事者等であるかどうかについて、ご審議をお願いいたします。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

(写真回覧)

○柴崎議長 写真を回しましたが、質問、ご意見等があったらお願いいたします。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

それでは、採決のほうに移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第4－1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第4－1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) 議案第4－1号の補足説明をさせていただきます。

相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認についてご説明いたします。

まず、相続税の納税猶予の特例制度につきましては、農地を相続した相続人がその土地で引き続き農業を営む場合、または特定貸付け、いわゆる農業経営基盤強化促進法の規定による一定の貸付けを行う場合には、定められた要件のもとで相続した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額の納税が猶予されるというものです。

この制度を受けようとする場合には、その旨を税務署に届け出ますが、その際の添付書類の一つとして相続税の納税猶予に係る適格者証明書というものがございます。その証明

書の発行が農業委員の業務であるため、このたび本案件の申請者 J さんより証明書が提出されました。

相続税の納税猶予の特例制度を受けるに当たっては、亡くなられた被相続人と相続人がそれぞれ適格要件を満たしている必要があります。被相続人については亡くなられた日まで今回の相続地で農業を営んでいたこと、相続人については相続税の申告期限である被相続人が死亡してから10カ月までに相続した土地で農業経営を開始し、その後も農業を継続すると認められることです。

これらを踏まえてご審議していただきたいのですが、本案件の被相続人 K さんは、昨年10月28日に81歳で亡くなられています。亡くなられるまでの農業従事者の状況ですが、8.1. 調査において、平成23年、24年、25年といずれも200日となっております。

相続人の J さんについてですが、平成20年から農業をやっておりまして、年間200日間従事しております。現地の状況につきましては、今から写真をお返ししますので、ご確認ください。

○事務局（青木） 現地につきましては、7月9日に、前農業委員の田中新一郎委員に利用状況を確認していただきまして、現在はトウモロコシ、キャベツ、里芋などが作付されており、問題はございませんでした。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 相続税の納税猶予に関する適格者証明なんですが、ただいま写真をお返ししております。

（写真回覧）

○柴崎議長 質問、ご意見等ありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○柴崎議長 ありませんか。

それでは、採決のほうに移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第4-2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第4－2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) それでは、議案第4－2号の補足説明をさせていただきます。

本案件も相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認についてでございます。

審査のポイントは、先ほどと同様で、被相続人が死亡の日まで今回の相続地で農業を営んでいたこと、相続人が被相続人から相続により取得した農地等について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も農業を行うと認められるかという2点になります。

被相続人のFさんは、昨年12月13日に89歳で亡くなられています。亡くなるまでの農業従事の様子は、8.1.調査では平成23年、24年、25年といずれも300日となっております。相続人のGさんについてですが、長年農業をやっておりまして、8.1.調査において、年間300日間従事しております。写真をお回しいたしますので、現地の写真をご確認ください。

こちらの現地は、7月14日に、前農業委員の伊藤孝委員に利用状況を確認していただいております。適切に利用されておりました。現在は、トウモロコシ、枝豆、長ネギなどが作付されており、問題はございませんでした。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

(写真回覧)

○柴崎議長 ただいま写真を回しておりますが、質問、ご意見等があったらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○柴崎議長 採決してよろしいでしょうか。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第4－3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認について

○柴崎議長 続きまして、議案第4－3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認に

ついてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局(青木) 議案第4-3号の補足説明をさせていただきます。

本案件も引き続き相続税の納税猶予に関する適格者証明申請承認についてでございます。

審査のポイントは、先程と同様で、被相続人が死亡の日まで今回の相続地で農業を営んでいたこと、相続人が被相続人から相続により取得した農地等について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も農業を行うと認められるかという2点になります。

今回の被相続人Hさんは、昨年11月11日に90歳で亡くなられています。亡くなるまでの農業従事者の状況ですが、8.1.調査で平成23年、24年、25年といずれも200日となっております。相続人のIさんについてですが、長年農業をやっておりまして、8.1.調査において、年間300日間従事しております。畑の状況は写真をお回しいたします。

こちらの現地も、7月14日に、前農業委員の伊藤孝委員に利用状況を確認していただき、適切に利用されておりました。現在は、トウモロコシ、枝豆、サツマイモなどが作付されており、問題はございませんでした。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

ただいま写真を回しております。

(写真回覧)

○柴崎議長 写真を回しましたが、ご意見等がございましたら、お願いします。

ありませんか。

吉田委員。

○吉田委員 さっきの議案第3-2号のところの案内図と、今の議案の中の一部がこの案内図の中で重なっています。ちょうど今の議案のほうの下新倉3丁目と書いてあるところの、下新倉の倉の半分のまでのところが、さっきのところと重なっているんじゃないかと思うんです。案内図だからいいですか。

○柴崎議長 それでは原本を直しておいてください。

○事務局(青木) すみません。直しておきます。

○柴崎議長 では、採決のほうに移りたいと思います。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

提出議案は以上です。

◎協議事項

① 8月の農業委員会総会の日程について

○柴崎議長 続きまして、協議事項に入りたいと思います。

8月の農業委員会総会の日程について事務局よりお願いいたします。

○事務局(小林) 協議事項①8月の農業委員会総会の日程ですが、事務局案として、8月22日金曜日、27日水曜日を提案させていただきます。会場は、22日の場合は、市役所4階の403会議室、27日の場合は、まだ未定のため変更の可能性があります。市役所6階603会議室、こちらが押さえられない場合は、和光市民文化センターAB会議室となります。こちらは、次回総会の議案書を配付するときには確定しておりますので、恐れ入りますが、そちらでご確認いただければと思います。両日とも開始時間は午後2時からを予定しております。以上です。

○柴崎議長 8月22日か27日で都合の悪いほうを言っていただければと思います。

では、27日で決定してよろしいですか。議案とかそういうのはどちらかという遅いほうがよろしいので、22日では早過ぎますので、27日ということをお願いいたします。

(「はい」の声あり)

②平成26年度農地耕作状況及び農業経営調査について

○柴崎議長 続きまして、平成26年度農地耕作状況及び農業経営調査について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(小林) 事項②平成26年度農地耕作状況及び農業経営調査について。

こちらは、農地法第52条に基づき、毎年農家の皆様をお願いしております、いわゆる8.1.調査になります。今回も500平米以上の経営面積をお持ちの方を調査対象とさせていただき、実際にご記入いただく世帯別調査票には、昨年までの調査等により把握している世帯の情報や農地の所有状況といった情報をあらかじめ記載してあります。

○柴崎議長 これはさっき配った書類を見てください。

○事務局（小林） すみません。お手元に実施要領というものがございますので、そちらのほうをご覧いただければと思います。

調査票左側及び左下半分は、基本的には記載してあるものをご確認いただいて、必要に応じて修正していただく形になります。今回も例年と同じく、農業委員の皆様から選出母体の各集落の調査票を各集落支部長さんにお渡しいただきますようお願いいたします。

なお、調査票がまだ用意できておりませんので、用意ができ次第、直接委員の皆様にお渡しさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

支部長さんの手に渡った後は、支部長さんや班長さんから各世帯に配布していただく形になります。日程につきましては、お手元の実施要領にございますとおり、委員の皆様から各集落支部長さんへの調査票の受け渡しが25日から27日、各集落支部長さんから各世帯の配布が28日から31日、そして各世帯にご記入いただいた調査票を各支部長さんや班長さんに回収していただくのが8月2日から12日、回収した調査票の支部長さんから農業委員の皆様への提出が8月13日までとなっております。

最後に、8月13日以降、集まった調査票を事務局にお持ちいただくことを毎年お願いしております。最終的な事務局への提出なんですが、8月15日の金曜日とさせていただきます。間に合わない場合には、ご一報いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。それでは、調査票は後日、改めてお渡しさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○柴崎議長 調査票は、事務局で委員さんのほうに届けるということになっていますので、それをお願いいたします。

何か質問等がございましたら、お願いします。

（発言する者なし）

○柴崎議長 よろしいですか。ありがとうございます

③その他

○柴崎議長 じゃ、次をお願いします。

その他。

○事務局（小林） 協議事項③その他。

(1) 各種協議会への委員選出について。

今回、委員の選出をしなければならないものが2つございまして、まず1つ目が、和光市担い手育成総合支援協議会の構成委員についてです。こちらは、前任は職務代理を務められていた加藤親次郎さん、任期は加藤さんの残任期間で平成28年3月31日までとなります。

2つ目が社会福祉法人、和光市社会福祉協議会役員についてです。こちらの前任は田中庸久さんです。同じく任期は田中さんの残任期間で平成28年3月31日までです。こちらは、年二、三回程度の評議委員会に出席していただきます。選出された方は、急なことで申しわけないんですけれども、7月25日金曜日に、早速平成26年度第2回評議委員会が開催されますので、そちらへのご出席を可能であればお願いいたします。

それでは、それぞれの選出についてご協議のほどをよろしくお願いいたします。

○柴崎議長 まず、和光市担い手育成総合支援協議会構成委員なんですが、まず前任が職務代理の加藤さんにやっていたいたんですが、今回はどうでしょう。

石田さんでよろしいですか。

○石田委員 はい。

○柴崎議長 では、石田さんでお願いします。

続きまして、社会福祉法人、和光市社会福祉協議会役員なんですが、これにつきましては、どなたかやりたいという方がいらっしゃれば、お願いしたいんですが、いらっしゃらないとなると、もしあれでしたら、継続してくださっている加山さんをお願いしたいのですが。

○加山委員 いいですよ。

○柴崎議長 加山さんでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 では、加山さんをお願いいたします。

次、お願いします。

○事務局(小林) 協議事項③その他(2) 互助会費について。

農業委員会では、前回の委員さんもそうだったんですけれども、毎月の報酬から2,000円を互助会費として天引きさせていただいて、専用の口座のほうに貯蓄しておりました。

互助会費は先般の大震災時に義援金に充てたり、農業委員会として対応する場合の慶弔費など、突発的な出費の際に活用しております。こちらの互助会費について、今回も継続をするか、それとも継続はせずに満額報酬として皆様の口座に振り込むような形にするか、そちらのほうをご審議いただければと思います。

以上です。

○柴崎議長 互助会費から全国農業新聞もあれは天引きだったんでしょう。

○事務局（小林） 現状はそうです。

○柴崎議長 互助会費ということで毎月の報酬から2,000円をそちらに入れまして、今そこから全国農業新聞を、農業会議から農業委員にとってくださいという依頼がありますので、要するに皆さんにとっていただいて、そこから天引きの形でやっております。全国農業新聞は毎月600円ということなんですが、皆様にご協力いただいております。それで、毎月2,000円を互助会費ということで天引することよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 いいですか。では、それをお願いいたします。

あと全国農業新聞なんですが、そちらもご協力のほどよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 互助会費で積み立てたお金は、最終的に3年後、皆さんが満期になったときには、案分してお返しするという形になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

次、お願いします。

○事務局（小林） 協議事項③その他（3）2014和光市民まつりの模擬店の出店について。

今年度開催される2014和光市民まつりに、和光市農業委員会として模擬店を出店するかどうかについてご協議いただきたいと思います。

出店する場合には、来月に模擬店出店の申し込みを行いますので、今回出店をするかどうかについてと、出店する場合にどういったものを取り扱うかについてご協議いただければと思います。祭りの日程なんですが、メインが11月8日の土曜日と9日の日曜日になりまして、出店をする場合には、9日日曜日になります。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

市民まつりなんですが、毎年「じゃがべえ」というジャガイモのフライを農業委員会として模擬店で出しております。これはもう十何年やっていると思うんですが、ちょっと色々準備も大変なんですが、その辺のところにつきまして。やったほうがよいか、やらなくてよいかということなんですが。

石田さん。

○石田委員 先日、準備委員会に行かせてもらいました。

○柴崎議長 ちなみに、石田さんが市民まつりの役員をやっています。

○石田委員 行かせていただきまして、今度は模擬店に消化器が必要になるということで、火気を使う場合、その辺はちょっと話し合いがありましたので、ご考慮をお願いしたいと思います。

○柴崎議長 どこかで借りてくるんですか。

○石田委員 はい、どこかで準備するようになると思います。

(「やってみましょう」の声あり)

○柴崎議長 では、今年は参加するというので、お願いいたします。

来年はまた考えましょう。

11月8日、9日でしたか。8日が準備で、9日が店を直接出していただくということで。あと、共進会も農業委員は審査じゃなくて陳列ですとか、そういうのも協力していただきますので、お願いいたします。

それでは、実施するというのでお願いいたします。

◎諸報告

①会長専決

○柴崎議長 じゃ、次をお願いします。

○事務局(小林) 続きまして、諸報告に移らせていただきます。

諸報告の①会長専決。

今月の会長専決は第4条が4件、第5条が3件となっております。お写真をお返ししますので、ご確認いただければと思います。

○柴崎議長 ただいま写真を回します。

(写真回覧)

○事務局(小林) 会長専決については、議案書の最後に一覧で載っておりますので、それぞれ写真と照らし合わせてご確認いただければと思います。

○柴崎議長 ただいま会長専決で写真を回しましたが、質問等があったらお願いいたします。

(発言する者なし)

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

それでは、会長専決は以上ということにいたします。

②その他

○柴崎議長 それでは、その他をお願いします。

○事務局（小林） 諸報告②その他。

お手元に資料を配付させていただいているんですけども、8月に研修が2つございまして、まず1つ目が平成26年度新任農業委員研修会ということで、こちらは今回の改選で新たに農業委員になられた委員さんが対象の研修会になります。

日時としましては、平成26年8月7日木曜日、午後1時30分から午後4時まで。場所は羽生市産業文化ホール小ホール。こちらにつきましては事務局で市役所の車で現地まで送迎をさせていただきます。基本的に新任の委員さんに関しては、ご都合が悪いという方以外はご出席いただくようお願いいたします。継続の委員さんにつきましては、出席をご希望されている委員さんは、ご出席をいただければと思います。

続きまして、もう一つが平成26年度農業委員研修会ということで、平成26年8月29日金曜日、午後1時30分から4時30分まで。場所は羽生市産業文化ホール大ホールとなります。こちらにつきましては、バスを借り上げまして、事務局1名が随行して送迎を行わせていただきます。こちらは新任の方、継続の方、全ての委員さんが対象になりますので、ご出席のほうをよろしくようお願いいたします。詳しい日程につきましては、また改めてご連絡等をさせていただきますので、ご出席に関して、もし今、わかる方がいらっしゃればお教えいただいて、今わからないという方は、後日確認をさせていただいて、恐れ入りますが、事務局までご連絡をいただければと思います。

以上です。

○柴崎議長 研修会なんですけど、8月7日と8月29日にあります。後ほど事務局に都合の悪い方は連絡をお願いいたします。

以上ですか。

○事務局（小林） はい。

○柴崎議長 委員の皆様から何かあったらお願いします。

（発言する者なし）

◎閉会

○柴崎議長 それでは、朝早くから長時間にわたりまして、第1回農業委員会総会、ご出席、ご審議いただきましてまことにありがとうございました。これからもどうぞよろしくお願い

いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 0時05分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成26年10月21日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 山田 利久

署名委員 畑中 昭二